

白浜町子ども読書活動推進計画

平成21年6月

白浜町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 国の動向	1
第2章 子ども読書活動推進のための基本的な方針	2
1 白浜町の子どもの読書環境の状況	2
2 子ども読書活動推進のための基本的な考え方	2
第3章 子ども読書活動推進のための取組	3
1 家庭における取組	3
2 保育園、幼稚園、幼稚園における取組	3
3 小・中学校における取組	3
4 地域における取組	4
5 町立図書館の取組	4
6 啓発	5
7 推進体制	5
【資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律	6

白浜町子ども読書活動推進計画

はじめに

読書は、私たちにさまざまな体験をさせてくれます。あるときは人間の奥深くの暗部に照明をあて、またある時は現在の状況乗り越える一つの形を提供します。そうして、提示された確固たる作品の世界を通過することによって、われわれは、自己や他者、そして状況に対峙する具体的な力としての想像力を手にすることができます。

しかしながら、テレビやコンピューターなどの情報化社会が加速度的に進む中で、活字離れが進み、読書の習慣が十分確立されにくいのが現在の社会状況です。その状況は、都市部、農村部にかかわらず白浜町でも同様です。

若者の殺伐とした事件が、新聞紙上を賑わせるようになって久しくなりました。それらの事件の背景には、人の痛みや命の重要性にたいする認識の欠如、或いは自己の人生に対する漠然とした不安から抜け出せずにいる若者の姿があるといわれています。活字離れが進む現在の状況とこれらの事件は、無縁ではないといえるのではないのでしょうか。

大正から昭和にかけて活躍した哲学者、三木 清が『読書と人生』の中で、「まず、大切なのは読書の習慣を作ることである。他の場合と同じように、ここでも習慣が必要である。ひとは、単に義務からのみ、或いは興味からのみ読書しうるものではない。そして、他のことと同じように読書の習慣も早くから養わなければならぬ。学生の時代に読書の習慣を作らなかった者は、恐らくは生涯、読書の面白さを理解しないであろう。」と述べている通り、読書の習慣は早い時期からつけなければなりません。

いま、町が取り組むべき重要課題の一つは、町民、とりわけ若者の読書習慣の確立に向け、個人や家庭の努力はもとより、学校教育、社会教育など幅広い立場から読書活動を積極的に推進していくことだと考えています。

白浜町は、町民の読書環境の整備と、幼児からの体系的な読書指導を進めるため、読書活動推進計画を策定します。

第1章 国の動向

国は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策の推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づいて平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。計画では、1、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実 2、家庭、地域、学校を通じた社会全体での推進 3、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を基本方針とし、特に学校図書館における司書教諭の役割の理解と配置の促進の必要性、さらに財政措置、推進体制の整備が述べられています。また、この法律では、都道府県及び市町村は、「子どもの読書活動の推進に関

する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」とあり、平成16年3月に和歌山県の、子ども読書活動推進計画が策定されました。国、県の流を受け、白浜町でも読書計画推進計画を策定することになりました。

第2章 子ども読書活動推進のための基本的な方針

1 白浜町の子どもの読書環境の状況

現在、保育園、幼児園、幼稚園、学校や町立図書館において保育士・教師・ボランティアによる「読み聞かせ」や、「朝の読書」などが実施されていますが、日常的に読書に親しむ環境の不備や、十分な図書が整備されていないことに加え、専任の司書教諭の配置が十分でないなど、子どもの読書を支援する基本的な体制が十分整えられているとはいえません。

2 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

(1) 環境整備

読書はあくまでも個人の自主的な行為ですが、環境に大きく影響されます。子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけとなるのは、周囲の大人や教師、友達の影響が大きいといえます。また、整った施設や設備が有り、それぞれの興味や関心に応じた本が手軽に手にすることの出来る環境が必要です。大人が子どもの読書の大切さを認識し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが重要です。

(2) 連携

子どもの読書を身近なものにするためには、家庭、地域、保育園、幼児園、幼稚園、学校を通じた社会全体での取組が必要です。その担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会の充実を図った上で相互に協力・連携することにより、より良い取組が出来ます。またこのことにより、お互いの理解や関心を深めることにもつながると考えます。

(3) 啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、大人に対して広く理解と関心を深める必要があります。子どもは、大人からお話を聞かせてもらったり、読書する大人の姿に触発されて読書意欲を高めていきます。子どもの読書について、大人、特に保護者、保育士、教師などが自分自身の読書にも関心を持つことが、子どもの自主的な読書の習慣化を促すことにつながると考えます。

第3章 子ども読書活動推進のための取組

1 家庭における取組

以下の取組を家庭に呼びかけます。

- ・保護者をはじめとする家族の読書にかかわる姿勢が、子どもに大きな影響を与えるため、子どもを取り巻く大人が、自分自身の読書を楽しむようにする。
- ・子どもの言葉や考える力、想像力を培う基礎となる家族との会話を通じた、豊かな言葉の体験を大切にする。
- ・家族による「読み聞かせ」を行うなど、子どもが本に親しむきっかけを作り出し、子どもと共に読書を楽しむ機会を持つ。
- ・家族で町立図書館を利用したり、おはなし会に参加したりして、暮らしの中に図書館利用を位置づけるよう努める。
- ・家庭において子どもが、いつでも本を読むことのできる環境を整える。

2 保育園、幼稚園、幼稚園における取組

- ・読書の楽しさを体験するために、絵本のコーナーを充実させ、「読み聞かせ」を行います。
- ・機会を見つけて保護者に読書の大切さを知らせ、家庭での読み聞かせ、家庭での読書を奨めます。そのために家庭への絵本の貸出を行います。
- ・子どもの読書や絵本についての職員研修の充実に努めます。

3 小・中学校における取組

(1) 学校図書館の充実

- ・児童・生徒が「総合的な学習の時間」や個々の課題に応じた調べものを効果的に行えるように、図書資料やその他必要な資料・設備を整えます。
- ・蔵書数を増やすために主に次の2つの取組を進めます。
 - ①平成25年度末を目途に、各学校の蔵書達成率を満たすように努めます。特に、充足率の低い中学校に重点的に予算を配分します。
 - ②学校が必要とする古書を地域から寄附を募ります。その際、地域から寄附を募る期間を設定したり、寄附を受けた古書は学校の裁量に委ねるなどして、児童生徒の教育に有益になるよう教育委員会としての要項を定めます。
- ・各校の実態に応じて県立図書館との連携を進めます。
- ・児童生徒が本に親しめるような図書館の環境整備、蔵書の整理を進めます。

(2) 学級文庫の整備

- ・施設環境に応じて図書スペースを設け、子どもが身近な場所で気軽に本に親しめる環境を整備します。

(3) 読書指導の充実

- ・「朝の読書」の実施や「読み聞かせ」等、各校がそれぞれの実態を考慮して効果的な取組を進めます。
- ・各校で体系的な読書指導を推進します。
- ・読書指導の在り方や、読書に関する教室環境の整備等、各校の学校図書担当職員や司書教諭等で研修する機会を設けます。
- ・児童・生徒による図書委員会活動をさらに活発化させて、子どもにとってより読書が身近なものとなるように努めます。

(4) 地域との連携

- ・保護者や地域の人々からボランティアを募り、「読み聞かせ」等を行うことにより、児童・生徒の読書への興味を喚起します。

(5) 啓発

- ・「子ども読書の日」や「読書週間」等の機会を利用して、読書の啓発活動を進めます。

4 地域における取組

- ・子ども達が成長するのに地域の人々との関わりは欠かせません。現在、町内には5つの「おはなしボランティア」のグループが活躍しています。子どもと本を結びつけるため、それぞれ図書館、保育園、幼稚園、小学校などで「おはなし会」を開催したり、学校図書の整理を手伝ったりしています。

地域の中でボランティア活動は根づいていますが、これからも保護者や地域の人々からボランティアを募り、より多くの町民に子ども読書活動推進に関心を持ってもらい、活動に参加できるような体制づくりに努めます。

5 町立図書館の取組

- ・町立図書館は本館、白浜・富田・日置分室の1館3分室があります。本館は建築されてから30年以上が経ち、狭隘化・老朽化が進んで図書館の機能を十分に果たせない状況にあります。しかしながら、10ヶ月健診時の『ブックスタート』〔注1〕の実施、地域のボランティアの人々の協力を得ておはなし会（『おはなし玉手箱』〔注2〕など）の開催など子ども達の読書へのきっかけづくりに努めています。

図書館は地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしているため、子どもの読書活動を十分に推進していくためには、中央図書館としての機能を備えた新図書館建設の早期実現が望まれています。図書館は次の取組を進めます。

- (1) 資料の充実を図ります。

- (2) 保育園・幼稚園・小学校・中学校・関係機関と連携を図り、子ども達の読書環境を整えるよう努めます。
- (3) 図書館行事（『おはなし玉手箱』など）の充実を図ります。
- (4) ボランティア団体とより一層の連携を図り、支援、育成に努めます。
- (5) 読書への関心を高めるため、情報提供、PRに努めます。

[注1] 赤ちゃんとその保護者が絵本を通して心ふれあうひとときをもってもらう運動で、白浜町では“絵本と赤ちゃん”“図書館の利用の方法”などのパンフレットを配布し、1冊、絵本をプレゼントしています。

[注2] 本館・富田分室で毎週土曜日11時から開催されているおはなし会の愛称。

6 啓発

- ・保育園・幼稚園・小学校・中学校を通じて、また、町内の関係機関が連携して、子ども達に本の楽しさを伝えます。
- ・「子ども読書の日」や「読書週間」等の機会を利用して、読書の啓発活動を進めます。

7 推進体制

国民全体で子どもの読書活動を推進していくことが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の最も基本的な趣旨です。そのために町として、その趣旨を理解し推進体制を作ることが大切です。子どもの読書場所があり、豊かな図書資料が整えられ、周りの効果的な支援があるという、子どもの読書環境が整えられる条件整備は、教育と行政の立場をこえた協力体制が必要です。そのために学校を中心に、保育園、幼稚園、幼稚園、教育委員会等で推進委員会を組織して取組を進めていきます。

[資料]

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。